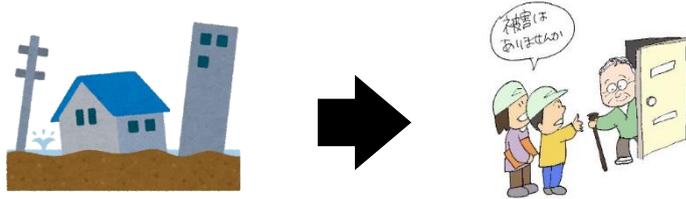


# 避難行動要支援者支援制度

この制度は「お互いさま」の助け合いの制度です！！

災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自治会や隣近所など「地域支援者」が連携して支援をしていく制度です。

地域支援者とは



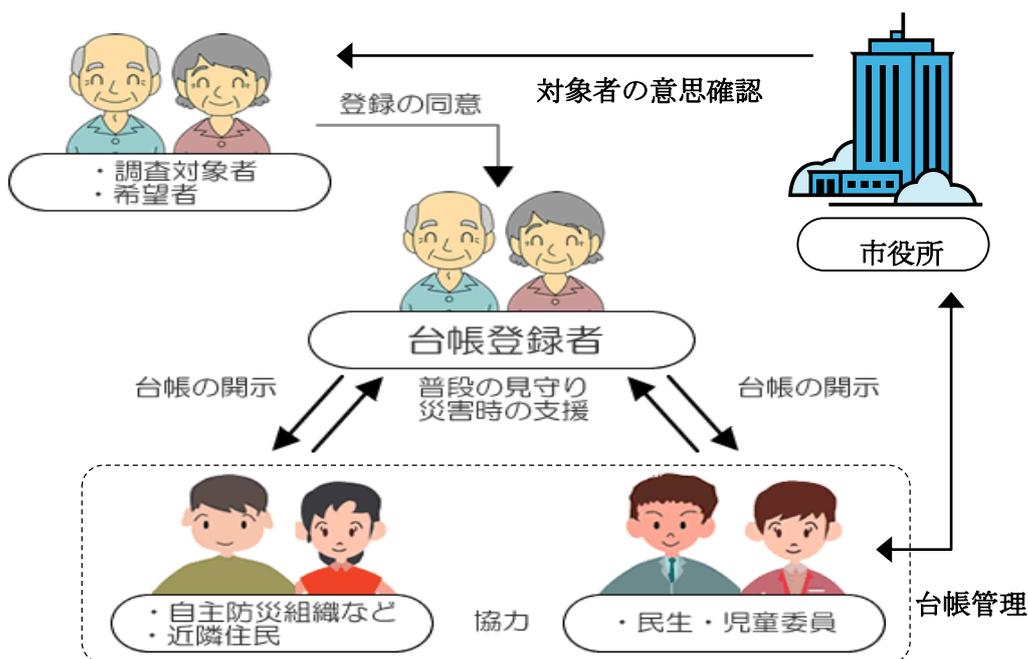
本制度では、地域の自治会や隣近所の協力者を「地域支援者」としており、災害が起きたときの安否確認、避難の手助けとともに、避難行動要支援者への日頃からの声かけをお願いしております。

そのため、支援者も支援される側も、日頃から自治会活動に参加するなど、平常時からの顔が見える関係づくりにご協力をお願いいたします。

地域支援者の選任にあたっては、自治会長（自主防災会長）、民生委員・児童委員が中心となって行っています。

※地域支援者には、できるかぎりの支援をお願いするものであり、必ずしも支援ができるものではありません。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



※手続は裏面をご覧ください。

※制度による支援を希望する方は、登録が必要です。

## 登録要件

ひたちなか市では、次の方を対象としております。



登録要件	①	65歳以上の一人暮らしの方
	②	寝たきり（要介護3以上）の方
	③	認知症（要介護3以上）の症状を有する方
	④	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
	⑤	療育手帳（㊤・A）の交付を受けている方
	⑥	精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
	⑦	前各号に掲げる者に準ずる症状のある方

## 登録の手続き

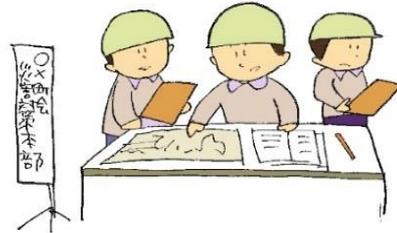
本制度の支援を希望する方は、事前に避難行動要支援者調査票（台帳）へ登録が必要となります。

なお、支援のために必要な個人情報を自治会（自主防災会）、消防、民生委員・児童委員、地域支援者等への情報提供に同意が必要となります。

※個人情報（住所・氏名・電話番号・自治会名・緊急時の連絡先・かかりつけの病院等）

登録用紙は、生活安全課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課に備えてあります。

※地域支援者は主に地域の自治会の方が担います。支援を希望される方で、自治会未加入の方は、自治会に加入し、できる範囲で地域活動に参加しましょう。



問い合わせ先

## ひたちなか市役所

住所：ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話：029-273-0111（代表）

生活安全課 内線3211

高齢福祉課 内線7232

障害福祉課 内線7213

介護保険課 内線7245